

相生市総合評価落札方式技術審査会規約

〔平成19年12月10日〕
〔告示第122号〕
改正 平成22年6月1日

(目的)

第1条 この規約は、相生市建設工事の総合評価落札方式(簡易型)試行要領(以下「要領」という。)第6条第2項の規定に基づき、相生市総合評価落札方式技術審査会(以下「技術審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 技術審査会は、要領第6条第1項各号に掲げる事項を審査する。

(組織)

第3条 技術審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、建設経済部長をもって充てる。

3 委員は、相生市入札参加指名委員及び要領第2条に規定する工事を所管する課の課長及び係長をもって充てる。

(一部改正 [平成22年6月1日])

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総括する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 技術審査会は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会長は、審査のため必要があると認めるときは、必要と認める者に技術審査会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 技術審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

(一部改正 [平成22年6月1日])

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、会長が技術審査会に諮って定める。

附則

この規約は、平成19年12月10日から施行する。

附則

この規約は、平成22年6月1日から施行する。